【条例】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）
【規則】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 141 号）
【要領】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（24 福保高介第 1882 号）

（☆は準用を示す）

条例	規則	要領
目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第13章　特定福祉用具販売 第１節　基本方針（第265条） 第２節　人員に関する基準（第266条・第267条） 第３節　設備に関する基準（第268条） 第４節　運営に関する基準(第269条―第275条)	目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第 13 章　特定福祉用具販売（第 70 条―第 72 条）	介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条第１項第二号並びに第74条第１項及び第２項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「居宅基準」という。）については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下、「居宅条例」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第141号。以下「居宅規則」という。）に、法第115条の４第１項及び第２項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「予防基準」という。）については、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号。以下「予防条例」という。）及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第142号。以下「予防規則」という。）により定めたところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。
第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条第１項第二号並びに第74条第１項及び第２項の規定に基づき、東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この規則は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	第１　居宅条例及び予防条例の性格 １　居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 ２　指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。 ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき イ　指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ロ　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき ②　利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき ③　その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき 3　運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。 4　特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。 第２　総論 1　事業者指定の単位について 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする。ただし、同一法人に限り別に定める要件を満たす場合、この限りではない。
（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（用語） 第２条　この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数	2　用語の定義 居宅条例第２条及び予防条例第２条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれて

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

一　居宅サービス事業者　法第８条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。

二　指定居宅サービス事業者　法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。

三　指定居宅サービス　法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。

四　利用料　法第41条第１項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。

五　居宅介護サービス費用基準額　法第41条第４項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。

六　法定代理受領サービス　法第41条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合における当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

七　基準該当居宅サービス　法第42条第１項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

2　前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2　前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

いる用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1)　「常勤換算方法」

当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る時間数を定められている場合は、週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2)　「勤務延時間数」

勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3)　「常勤」

当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る時間数を定められている場合は、週32時間を基本とする。）に達する勤務体制を定められていることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週30時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を

		満たすものであることとする。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 (4)　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては､サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。 (5)　「前年度の平均値」(居宅規則第31条第３項、第44条第２項、第57条第３項及び第61条第３項関係) 〔略〕 ３　指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。 例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、指定介護予防サービスにおいても､訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で５人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で二2.5人以上配置していることで､指定居宅サービスに該当する訪問介護も、指定介護予防サービスに該当する訪問介護も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

		設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×３㎡＝90㎡を確保する必要があるが、この30人に介護予防通所介護事業所の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。 要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。 なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。 また、例えば、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、区市町村がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。
（指定居宅サービスの事業の一般原則） 第３条　指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービスの提供に努めなければならない。 ２　指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		
第13章　特定福祉用具販売 第１節　基本方針 （基本方針） 第265条　指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第８条第13項の規定	第13章　特定福祉用具販売	第３　介護サービス 12　特定福祉用具販売

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。		
第２節　人員に関する基準		1　人員に関する基準
（従業者の配置の基準） 第266条　指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員を規則で定める基準により置かなければならない。	（従業者の配置の基準） 第70条　条例第266条第１項に規定する規則で定める基準は、常勤換算方法で、２以上とする。	(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅条例第266条第１項） 福祉用具貸与の場合と同趣旨であるため、第３の11〔福祉用具貸与〕の１の(1)を参照されたい。
2　指定特定福祉用具販売事業者が規則で定める事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、規則で定める人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	2　条例第266条第２項に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一　指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準条例第238条第１項に規定する規則で定める基準 二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準条例第255条第１項に規定する規則で定める基準 三　指定福祉用具貸与事業者　条例第249条第１項に規定する規則で定める基準	〔第３の11〔福祉用具貸与〕の１の(1)より〕 ①　福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第４条第１項において定めているところであるが、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該特定福祉用具販売に従事させることとなる者が政令第４条第１項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 ②　また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第２項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を知事に申し出るものとする。 ③　指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２以上とされているが、当該指定特定福祉用具販売事業者が、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものである。
（管理者）		(2) 管理者（居宅条例第267条）

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

第267条　指定特定福祉用具販売事業者は、各指定特定福祉用具販売事業所において指定特定福祉用具販売事業所を管理する者(以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。 ２　管理者は、専ら当該指定特定福祉用具販売事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。		訪問介護の場合と同趣旨であるため、第３の１〔訪問介護〕の１の(3)を参照されたい。 〔第３の１〔訪問介護〕の１の(3)より〕 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、福祉用具専門相談員である必要はないものである。 ①　当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合 ②　同一敷地内にある等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認めることができる。）
第３節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第268条　指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第255条第１項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第254条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第257条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。		２　設備に関する基準 (1) 指定特定福祉用具販売事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして、利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペースを確保するものとする。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。
第４節　運営に関する基準		３　運営に関する基準

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

（管理者の責務）（☆条例第275条） 第51条　管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 ２　管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。		(1) 管理者の責務　☆ 居宅条例第51条は、指定特定福祉用具販売事業所の管理者の責務を、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に居宅条例の第13章第４節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。
（運営規程）（☆条例第275条） 第252条　指定特定福祉用具販売事業者は、各指定特定福祉用具販売事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域（当該指定特定福祉用具販売事業所が通常時に指定特定福祉用具販売を提供する地域をいう。） 六　その他運営に関する重要事項		(1) 運営規程　☆ 居宅条例第252条は、指定特定福祉用具販売の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保するため、同条第一号から第六号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定特定福祉用具販売事業所ごとに義務づけたものである〔以下略〕。 第３の12〔特定福祉用具販売〕の3の(6)より ③　準用される居宅条例第252条については、次の点に留意するものとする。 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他費用の額」としては、居宅条例第270条第３項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録（居宅条例第275条で準用する第260条第２項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 第３の１〔訪問介護〕の３の(2)より (③は特定福祉用具販売についても同趣旨) ③　通常の事業の実施地域（第五号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。
（勤務体制の確保等）（☆条例第275条） 第103条　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売を提供するこ		(2) 勤務体制の確保等　☆ 居宅条例第103条は、利用者に対する適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保するため、職員

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

とができるよう各指定特定福祉用具販売事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。 2　指定特定福祉用具販売事業者は、各指定特定福祉用具販売事業所において、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しなければならない。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない指定特定福祉用具販売については、この限りでない。		の勤務体制等について規定したものである〔略〕。 第３の12〔特定福祉用具販売〕の3の(6)より ②　準用される居宅条例第103条第１項及び第２項については、次の点に留意すること。 イ　指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 ロ　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。
（内容及び手続の説明及び同意）（☆条例第275条） 第12条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定特定福祉用具販売の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 2　指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定特定福祉用具販売事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定特定福祉用具販売事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。 3　電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4　第２項後段の同意を得た指定特定福祉用具販売	（電磁的方法による手続）（☆規則第72条） 第４条　条例第12条第２項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　指定特定福祉用具販売事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第12条第１項に規定する重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　指定特定福祉用具販売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（条例第12条第２項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は同条第４項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定特定福祉用具販売事業者の使用に係る電	(5) 内容及び手続の説明及び同意　☆ 居宅条例第12条は、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定特定福祉用具販売の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第１項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第２項後段の同意をした場合は、この限りでない。	子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法	
(提供拒否の禁止)　(☆条例第275条) 第13条　指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく、指定特定福祉用具販売の提供を拒んではならない。		(6) 提供拒否の禁止　☆ 居宅条例第13条は、指定特定福祉用具販売事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難な場合である。
(サービス提供困難時の対応)　(☆条例第275条) 第14条　指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。		(7) サービス提供困難時の対応　☆ 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅条例第13条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合には、居宅条例第14条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。
(受給資格等の確認)　(☆条例第275条) 第15条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するよう努めなければならない。		(8) 受給資格等の確認　☆ ①　居宅条例第15条第１項は、指定特定福祉用具販売の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 ②　同条第２項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定特定福祉用具販売事業者は、これに配慮して指定特定福祉用具販売を提供するように努めるべきことを規定したものである。

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

（要介護認定の申請に係る援助）（☆条例第275条） 第16条　指定特定福祉用具販売事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。		(9) 要介護認定の申請に係る援助　☆ ①　居宅条例第16条第１項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定特定福祉用具販売の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
２　指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。		②　同条第２項は、要介護認定の有効期間が原則として６か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
（心身の状況等の把握）（☆条例第275条） 第17条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。		
（居宅介護支援事業者等との連携）（☆条例第275条） 第18条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)　(☆条例第275条) 第20条　指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しなければならない。		
(居宅サービス計画等の変更の援助)　(☆条例第275条) 第21条　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。		(11) 居宅サービス計画等の変更の援助　☆ 居宅条例第21条は、指定特定福祉用具販売を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
(身分を証する書類の携行)　(☆条例第275条) 第22条　指定特定福祉用具販売事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。		(12) 身分を証する書類の携行　☆ 居宅条例第22条は、利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。
(サービスの提供の記録) 第269条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。		(1) サービス提供の記録 居宅条例第269条は、当該特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととした

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		ものである。 　また、「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 　なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、居宅条例第274条第２項に基づき、２年間保存しなければならない。
(販売費用の額等の受領) 第270条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、利用者から当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。		(2) 販売費用の額等の受領 ①　居宅条例第270条第１項に規定する「販売費用の額」とは、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。 　また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。
2　指定特定福祉用具販売事業者は、前項に定める場合において販売費用の額のほか規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。	（販売費用の額等の内容） 第71条　条例第270条第２項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとする。 一　通常の事業の実施地域（当該指定特定福祉用具販売事業所が通常時に指定特定福祉用具販売を提供する地域をいう。）以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合に要する交通費 二　特定福祉用具（条例第265条に規定する特定福祉用具をいう。）の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	②　居宅条例第270条第２項は、指定福祉用具販売事業者は、指定福祉用具販売の提供に関し、 イ　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ロ　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
3　指定特定福祉用具販売事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。		③　居宅条例第270条第３項は、指定訪問介護に係る第24条第４項と同趣旨であるため、第３の１〔訪問介護〕の３の(14)の④を参照されたい。 〔第３の１〔訪問介護〕の３の(14)の④より〕 ④　同条第４項は、指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。
(保険給付の申請に必要となる書類の交付) 第271条　指定特定福祉用具販売事業者は、販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる書類を利用者に交付しなければならない。 一　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目、品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 二　領収書 三　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要		(3) 保険給付の申請に必要となる書類等の交付 居宅条例第271条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、 ①　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書 ②　領収書 ③　当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を利用者に対し、交付することとされている。
(指定特定福祉用具販売の基本取扱方針)　(☆条例第275条) 第254条　指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しなければならない。 ３　指定特定福祉用具販売事業者は、提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。		(3) 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針　☆ 居宅条例第254条第２項は、指定特定福祉用具販売においては、特定福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。
(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針) 第272条　指定特定福祉用具販売の具体的な取扱いは、第265条に規定する基本方針及び第275条において準用する第254条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 一　次条第１項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。 二　販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。 三　利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使		(4) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成 ①　居宅条例第272条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。 ②　同条第三号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導につい

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させることにより使用方法の指導を行うこと。		て規定したものであるが、特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。
四　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。		③　同条第四号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（特定福祉用具販売計画の作成） 第273条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画（以下この条において「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、当該利用者が指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。 2　特定祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、当該特定福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 4　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。		④　特定福祉用具販売計画の作成 イ　居宅条例第273条第１項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。 ロ　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ハ　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 なお、特定福祉用具販売計画は、居宅条例第274条第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。 ニ　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定福祉用具販売事業者について

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		は、第３の１〔訪問介護〕の３の(17)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と読み替える。
（研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）（☆条例第275条） 第257条　指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、特定福祉用具に関する研修の機会を確保しなければならない。		(5) 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等（居宅条例第257条）☆ ① 居宅条例第257条第１項は、特定福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。
２　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽（さん）に励み、指定特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。		② 同条第２項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など特定福祉用具販売計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福用用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。
（特定福祉用具の取扱種目）（☆条例第275条） 第258条　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態、その変化等に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の特定福祉用具を取り扱わなければならない。		
（利用者に関する区市町村への通知）（☆条例第275条） 第30条　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が正当な理由なく、指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。		(18) 利用者に関する特別区及び市町村への通知☆ 居宅条例第30条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、特別区及び市町村が、法第22条第１項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定特定福祉用具販売事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から特別区及び市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

（衛生管理等）（☆条例第275条） 第32条　指定特定福祉用具販売事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。		(20) 衛生管理等　☆ 居宅条例第32条は、指定特定福祉用具販売事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定特定福祉用具販売事業者は、従事者が感染源となることを予防し、また従事者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
（掲示及び目録の備付け）（☆条例第275条） 第260条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。		
（秘密保持等）（☆条例第275条） 第34条　指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。		(21) 秘密保持等　☆ ①　居宅条例第34条第１項は、指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 ②　同条第２項は、指定特定福祉用具販売事業者に対して、過去に当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 ③　同条第３項は、福祉用具専門相談員がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定特定福祉用具販売事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

（広告）（☆条例第275条） 第35条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにしなければならない。		
（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）（☆条例第275条） 第36条　指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止　☆ 居宅条例第36条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
（苦情処理）（☆条例第275条） 第37条　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者及びその家族からの指定特定福祉用具販売に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。		(23) 苦情処理　☆ ①　居宅条例第37条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		②　同条第２項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定特定福祉用具販売事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定特定福祉用具販売事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 また、指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅条例第274条第２項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければならない。
３　指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなけ		③　居宅条例第37条第３項は、法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である特別区及び市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、特別区及び市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定特定福祉用具販売事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

ればならない。 4　指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保健法(昭和33年法律第192号)第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。		
（地域との連携）（☆条例第275条） 第38条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。		(24) 地域との連携　☆ 居宅条例第38条は、居宅条例第３条第２項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、特別区及び市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「特別区及び市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く特別区及び市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
（事故発生時の対応）（☆条例第275条） 第39条　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。 2　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。		(25) 事故発生時の対応　☆ 居宅条例第39条は、利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、特別区及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、居宅条例第274条第２項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、２年間保存しなければならない。 このほか、以下の点に留意するものとする。 ①　利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定福祉用具販売事業者が定めておくことが望ましいこと。 ②　指定特定福祉用具販売事業者は、賠償すべ

		き事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③　指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
（会計の区分）（☆条例第275条） 第40条　指定特定福祉用具販売事業者は、各指定特定福祉用具販売事業所において経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。		(26) 会計の区分　☆ 居宅条例第40条は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。 **※介護保険･高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて**（平成24年3月29日老高発0329第１号） **※介護保険の給付対象事業における会計の区分について**（平成13年3月28日　老振発第18号） **※指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて**（平成12年3月10日　老計第8号）
（記録の整備） 第274条　指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から二年間保存しなければならない。 一　特定福祉用具販売計画 二　第269条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録 三　次条において準用する第30条に規定する区市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第39条第１項に規定する事故の状況及び処置についての記録		(5) 記録の整備 居宅条例第274条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。 ①　特定福祉用具販売計画 ②　提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録 ③　準用される居宅条例第30条に係る区市町村への通知に係る記録 ④　準用される居宅条例第37条第２項に係る苦情の内容等の記録 ⑤　準用される居宅条例第39条第２項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第275条　第12条から第18条まで、第20条から第22条まで、第30条、第32条、第34条から第40条まで、第51条、第103条第１項及び第２項、第252条、第254条、第257条、第258条並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第12条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14	（準用） 第72条　第４条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。	(6) 準用 居宅条例第275条の規定により、居宅条例第12条から第18条まで、第20条から第22条まで、第30条、第32条、第34条から第40条まで、第51条、第103条第１項及び第２項、第252条、第254条、第257条、第258条並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、第３の１〔訪問介護〕の３の(5)から(9)まで、(11)

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第18条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第103条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第252条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第254条第２項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第257条第１項中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第２項中「指定福祉用具貸与」とあるのは「指定特定福祉用具販売」と、第258条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と、第260条第２項中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と読み替えるものとする。		及び(12)、(18)、(20)から(26)まで、第３の２〔訪問入浴介護〕の３の(1)、第３の６〔通所介護〕の３の(2)、第３の11〔福祉用具貸与〕の３の(1)、(3)、及び(5)を参照されたい。 この場合において、次の点に留意するものとする。 ① 居宅条例第18条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第103条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第252条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第254条第２項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第257条第１項中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第２項中「指定福祉用具貸与」とあるのは「指定特定福祉用具販売」と、第258条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と、第260条第２項中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と読み替えられるものであること。 ② 準用される居宅条例第103条第１項及び第２項については、次の点に留意すること。 イ 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 ロ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。 ③ 準用される居宅条例第252条については、次の点に留意するものとする。 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他費用の額」としては、居宅条例第270条第３項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録(居宅条例第275条で準用する第260条第２項に規定する目録をいう。)に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規

		程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。
附　則(平成25年条例第71号) この条例は、平成25年４月１日から施行する。 附　則(平成26年条例第54号) この条例は、平成26年４月１日から施行する。 附　則(平成26年条例第164号) この条例は、平成27年４月１日から施行する。 附　則(平成27年条例第81号) この条例は、平成27年４月１日から施行する。	附　則（平成25年規則第26号） この規則は、平成25年４月１日から施行する。 附　則（平成27年規則第58号） この規則は、平成27年４月１日から施行する。	附　則 この要領は、平成25年４月１日から施行する。 附　則（26福保高介第763号） この要領は、平成26年９月12日から施行する。 附　則（26福保高介第1788号） この要領は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第３の１の３の(2)②「利用料その他費用の額」における「２割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「２割」及び「８割」の規定、４の(5)「運営に関する基準」における「100 分の 80」の規定、第３の２の４の(4)「運営に関する基準」における「100 分の 80」の規定、第３の６の４の(3)「運営に関する基準」における「100 分の 80」の規定、第３の８の５の(4)「運営に関する基準」における「100 分の 80」の規定、第３の 11 の３の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における「２割負担」の規定、４の(2)「準用」における「100 分の 80」の規定は、平成 27 年８月１日から適用する。

＊本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。